

平成 29 年度に実施した個別指導において
保険医療機関（歯科）に改善を求めた主な
指摘事項

中国四国厚生局

目 次

I 診療に関する事項

1	診療録等	1
2	初、再診料	2
3	医学管理等	2
4	在宅医療	3
5	検査	3
6	画像診断	4
7	投薬	4
8	歯周治療	4
9	リハビリテーション	5
10	処置	5
11	手術	5
12	歯冠修復及び欠損補綴	6

II 診療報酬請求等に関する事項

1	診療報酬請求	6
2	一部負担金	6
3	揭示、届出事項	7
4	その他の事項	7

I 診療に関する事項

1 診療録等

- (1) 診療録の管理及び保管については、患者毎に過去の初診内容等の履歴を速やかに、かつ、確実に確認できるよう適切な対策を講ずること。
- (2) 保険診療を複数の歯科医師が担当する場合には、責任所在を明らかにするため、診療日ごとに担当した歯科医師が署名又は記名押印すること。
- (3) やむを得ず口述筆記する場合には、必ず歯科医師が自ら記載内容を確認の上、署名又は記名押印を行うこと。
- (4) 診療録の記載方法について、診療行為の手順と異なる記載をしている不適切な例が認められたので改めること。
- (5) 診療録の記載方法、記載内容について、行間を空けた記載が見受けられたので改めること。
- (6) 診療録の記載方法について、療法・処置記載欄への一行に複数行の記載が認められたので改めること。
- (7) 診療録の記載について、判読困難な記載が認められたので改めること。
- (8) 診療録の記載について、診療録の欄外への記載例が認められたので改めること。
- (9) 診療録の記載について、鉛筆による記載が認められたので改めること。
- (10) 診療録の記載方法について、二本線ではなく、修正テープにより訂正している不適切な例が認められたので改めること。
- (11) 診療録の記載は、正式な名称又は定められた略称を使用すること。
- (12) 診療録は、保険請求の根拠となるものなので、保険医は診療の都度、遅滞なく必要事項の記載を十分に行うこと。
- (13) 診療録第1面の記載について、主訴の記載がないが認められたので改めること。
- (14) 診療録第1面の記載について、傷病名、歯式(口腔内所見等)、開始・終了年月日、転帰等に係る記載を的確に行うこと。
- (15) 診療録第1面の記載について、歯科充填用材料の記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (16) 診療録第1面の記載について、症状、所見、処置内容、指導内容、治療方針、評価の記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (17) 診療録様式第一号(二)の1(診療録第1面)の記載について、公費負担者番号及び公費負担医療の受給者番号のない例が見受けられたので改めること。
- (18) 診療録様式第一号(二)の1(診療録第1面)の記載について、歯式がない例が見受けられたので改めること。
- (19) 診療録様式第一号(二)の2(診療録第2面)の記載について、一部負担金の記載がない例が認められたので改めること。
- (20) 診療録様式第一号(二)の2(診療録第2面)の記載について、装着材料の記載がない例が認められたので改めること。
- (21) 診療録様式第一号(二)の2(診療録第2面)の記載について、点数の記載がない例が認められたので改めること。

- (22) 診療録様式第一号(二)の2(診療録第2面)の記載について、症状、所見、処置内容、指導内容、検査結果、治療方針、部位の記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (23) 治癒の判断、治療計画の修正等を適確に行っていない例が認められたので改めること。
- (24) パソコン等、OA機器により診療録を作成する場合、診療を行った保険医は、必ず診療録を紙媒体に打ち出した後に記載内容を確認し、署名又は記名押印を行うこと。
- (25) 歯科技工指示書の記載内容について、設計、作成の方法、使用材料、歯科医師の氏名及び当該歯科医師が勤務する診療所の所在地、歯科技工所の名称及び所在地の記載がない例が認められたので改めること。

2 初、再診料

- (1) 歯科初診料について、再診相当であるにもかかわらず歯科初診料を算定している不適切な例が認められたので改めること。また、再診相当のため、歯周基本検査及びスケーリングの算定は認められないこと。
- (2) 歯科初診料は、歯周疾患等の慢性疾患である場合等であって、明らかに同一の疾病又は負傷に係る診療が継続していると推定される場合には算定できないことに留意すること。
- (3) 主訴が健康診断であって歯科初診料を算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (4) 歯科診療特別対応加算について、患者の状態の診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。

3 医学管理等

- (1) 歯科疾患管理料について、患者の歯科疾患の管理にあたって、必要な事項の診療録への記載が不十分な例が見受けられたので改めること。
- (2) 歯科疾患管理料について、診療録に管理の要点を記載していない例が見受けられたので改めること。
- (3) 歯科疾患管理料について、2回目以降の管理を行う際の管理計画に変更があった場合に変更内容が診療録に記載されていない例が見受けられたので改めること。
- (4) 歯科疾患管理料について、2回目以降の管理について、管理計画の変更内容の診療録への記載が不十分な例が見受けられたので改めること。
- (5) 歯科疾患管理料について、継続的口腔管理、再発防止及び重症化予防のための継続管理がない例が見受けられたので改めること。
- (6) 歯科疾患管理料の文書提供加算について、提供文書の写しを診療録に添付していない例が見受けられたので改めること。
- (7) 歯科疾患管理料の文書提供加算について、提供文書への口腔内の状態(プラーク及び歯石の付着状況、歯及び歯肉の状態、口腔内の状態の改善状況等)、提供文書への治療方針の概要、歯周病に罹患している患者の治療計画の記載が不十分な例が見受けられたので改めること。
- (8) 歯科衛生実地指導料1について、提供文書に指導の実施時刻(開始時刻と終了時刻)、歯科医師の氏名、歯科衛生士の氏名に係る記載がない例が認められたので改めること。

- (9) 歯科衛生実地指導料1について、歯科衛生士に対して行った指示内容の要点の診療録への記載がない又は画一的である例が認められたので改めること。
- (10) 口腔内写真検査について、患者へのプラークコントロールの動機付けを目的として行われていない不適切な例が認められたので改めること。
- (11) 診療情報提供料(Ⅰ)算定時に、提供文書の写しが診療録に添付されていない例が認められたので改めること。
- (12) 薬剤情報提供料について、患者に文書を提供していない例が認められたので改めること。
- (13) 薬剤情報提供料について、診療録に薬剤情報を提供した旨を記載していない例が認められたので改めること。
- (14) 薬剤情報提供料算定時に、情報提供を行うべき内容のうち、用法、副作用、相互作用等に関する情報の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。
- (15) 新製有床義歯管理料について、患者に提供する文書のうち、指導内容の要点の記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (16) 新製有床義歯管理料について、提供文書の写しを診療録に添付していない不適切な例が認められたので改めること。

4 在宅医療

- (1) 歯科訪問診療について、歯科訪問診療の実施時刻(開始時刻と終了時刻)が実態のとおり記載されていない例が見受けられたので改めること。
- (2) 歯科訪問診療料について、同一建物居住者に対して保険医療機関の歯科医師が同日に10人以上に対して訪問診療行った場合に歯科訪問診療料2を算定している例が認められたので改めること。
- (3) 歯科訪問診療料について、同一建物居住者に対して保険医療機関の歯科医師が同日に2人以上に対して訪問診療 行った場合に歯科訪問診療料1を算定している例が認められたので改めること。
- (4) 歯科訪問診療料について、同一建物内にある複数の施設に訪問し、それぞれの施設に入所する患者に訪問診療を行った場合に、当該患者を同一建物居住者としていない例が認められたので改めること。
- (5) 歯科診療特別対応加算について、診療録に患者の状態に係る記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (6) 歯科訪問診療補助加算について、診療録に診療の補助を行った歯科衛生士の氏名の記載がない又は誤っている例が認められたので改めること。
- (7) 在宅歯科医療推進加算について、介護保険法に規定する短期入所生活介護(第8条第9項)及び認知症対応型共同生活介護(第8条第18項)に入所又は入居している患者に対して算定している例が認められたので改めること。
- (8) 訪問歯科衛生指導料算定時に実態どおりの時刻を記載すること。

5 検査

- (1) 電氣的根管長測定検査について、診療録に検査結果を記載していない又は診療録に検査結果が分かる記録を添付していない例が認められたので改めること。
- (2) 細菌簡易培養検査について、診療録に検査結果を記載していない例が認められたので改めること。
- (3) 歯周基本検査について、1口腔単位で行われていない例が見受けられたので改めること。
- (4) 歯周基本検査について、歯の動揺度の検査結果を診療録又は診療録に添付した検査結果が分かる記録に記載していない不適切な例が認められたので改めること。
- (5) 歯周精密検査について、4点以上の歯周ポケット測定、プロービング時の出血の有無、歯の動揺度及びプラークチャートを用いてプラークの付着状況の検査したことが確認できない例が認められたので改めること。
- (6) 歯周病検査について、1口腔単位で行っていない混合歯列期歯周病検査が認められたので改めること。
- (7) 歯冠補綴時色調採得検査について、診療録及び歯科技工指示書に歯冠補綴を行う部位の口腔内カラー写真を添付していない例が認められたので改めること。

6 画像診断

- (1) 歯科用3次元エックス線断層撮影の診断料について、診療録に必要な所見の記載がないものに対して算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (2) 歯科エックス線撮影について、診療録に診断に係る必要な所見の記載がない例が認められたので改めること。
- (3) 歯科エックス線写真(デンタル・パノラマ)について、所見の診療録への記載が不十分な例が見受けられたので改めること。
- (4) 歯科エックス線撮影について、治療に必要な部位が撮影されていない例が見受けられたので改めること。
- (5) 歯科用3次元エックス線断層撮影について、歯科医学的に必要性が乏しい例が認められたので改めること。
- (6) 歯科エックス線撮影について、歯科医学的に必要性がないものが認められたので改めること。
- (7) 歯科パノラマ断層撮影について、撮影にあたっては歯科医学的な必要性を十分考慮すること。
- (8) 一連の撮影について、それぞれに電子画像管理加算を算定している例が見受けられたので改めること。

7 投薬

- (1) 適応外投与をしている例が認められたので改めること。
- (2) 患者の症状によらず傾向的かつ画一的な処方が認められたので改めること。
- (3) 併用注意の薬剤の投与にあたっては、留意すること。

8 歯周治療

- (1) 2回目以降のスクレーピング、スクレーピング・ルートプレーニング又は歯周ポケット搔爬は歯周病検

査の結果を踏まえ、その必要性、効果等を考慮して実施すること。

- (2) 歯周基本治療の後に確認の歯周組織検査を行わず、歯冠修復、欠損補綴に着手している例が見受けられたので改めること。
- (3) 歯周基本治療の後に確認の歯周病検査を行わず、歯周治療を終了している例が認められたので改めること。
- (4) 歯周基本治療の後に確認の歯周病検査を行わず、補綴治療に着手している例が認められたので改めること。
- (5) 歯周基本治療処置について、診療録に使用した薬剤名を記載していない例が認められたので改めること。
- (6) 「歯周病の診断と治療に関する指針」(平成19年11月、日本歯科医学会)を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。

9 リハビリテーション

- (1) 歯科口腔リハビリテーション料1(1 有床義歯の場合)について、診療録に調整方法、調整部位、指導内容の要点に係る記載がない又は不十分な例が認められたので改めること。

10 処置

- (1) う蝕処置について、診療録に処置内容を記載していない不適切な例が認められたので改めること。
- (2) 咬合調整の歯冠形態修正の算定時に、歯冠形態の修正理由及び歯冠形態の修正箇所の診療録への記載がない例が認められたので改めること。
- (3) 加圧根管充填処置について、歯科エックス線撮影による根管充填後の確認が行われていない例が認められたので改めること。
- (4) 加圧根管充填処置について、気密な根管充填が行われていない例が見受けられたので改めること。
- (5) 歯冠修復物又は補綴物の除去について、歯根の長さの3分の1未満のメタルコアに対して、「著しく困難なもの」として算定している例が認められたので改めること。
- (6) 有床義歯床下粘膜調整処置は旧義歯が不適合で床裏装や再製が必要とされる場合に、有床義歯床下粘膜異常に対してそれを調整するために、旧義歯を調整しながら、粘膜調整材を用い有床義歯床下粘膜調整を行った場合に算定できるものであることに留意すること。

11 手術

- (1) 抜歯手術の難抜歯加算について、歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術等を行ったことが確認できないものに対して、算定している例が認められたので改めること。
- (2) 抜歯手術を歯根嚢胞摘出手術として誤って算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (3) 歯周外科手術の歯肉切除手術について、「歯周病の診断と治療に関する指針」を参考とする

等、歯科医学的に妥当適切に行うこと。

12 歯冠修復及び欠損補綴

- (1) 補綴時診断料について、診療録に欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計、治療計画の記載がない例が認められたので改めること。
- (2) クラウン・ブリッジ維持管理料について、診療録に患者へ提供した文書の写しを添付していない例が認められたので改めること。
- (3) クラウン・ブリッジ維持管理料について、提供文書に補綴部位に係る記載がない例が認められたので改めること。
- (4) クラウン・ブリッジ維持管理料について、補綴物毎に文書の交付による患者への情報提供を行っていない例が認められたので改めること。
- (5) 歯冠形成について、同一歯に対して複数回している例が認められたので改めること。
- (6) ブリッジについて、歯の欠損状況及び支台歯数等から「ブリッジについての考え方 2007」に即した設計ではなく、ブリッジの給付対象とならないものを算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (7) 有床義歯について、残根歯に対して、歯内療法及び根面被覆処置を行わなかった場合に、その理由を診療録に記載していない例が認められたので改めること。
- (8) 義歯の設計にあたっては、歯科医学的な必要性を十分に考慮したうえで、最小限のものとなるよう努めること。
- (9) 有床義歯について、鑄造バーを誤って算定している例が認められたので改めること。
- (10) 有床義歯修理について、診療録に修理内容の要点の記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (11) 有床義歯修理の歯科技工加算について、診療録に預かり日、修理を担当する歯科技工士名を記載していない例が認められたので改めること。
- (12) 有床義歯内面適合法について、新製後6月以内に算定する場合は所定点数の50/100の点数により算定することに留意すること。

II 診療報酬請求等に関する事項

1 診療報酬請求

- (1) 診療報酬明細書に使用する略称は「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について」(平成28年3月18日付け保医発0318第5号)に定められたものを使用するよう改めること。
- (2) 診療報酬明細書に傷病名が誤って記載されている例が見受けられたので改めること。
- (3) 診療報酬明細書の初診日に誤りが認められたので改めること。

2 一部負担金

- (1) 一部負担金について、計算方法が誤っている例が認められたので改めること。
- (2) 一部負担金について、減額して徴収している例が認められたので改めること。

- (3) 一部負担金の未収は、未収金簿等整理簿によりの確に管理すること。
- (4) 徴収すべき者から徴収していないので改めること。
- (5) 領収証の交付を行っていない例が認められたので改めること。
- (6) 領収証の様式について、点数表の各部単位で金額の内訳の分かるものに改めること。
- (7) 保険外併用療養費及び特別の料金からなる金属床総義歯に係る費用等を定めた(変更しようとする)場合は、速やかに中国四国厚生局長へ「金属床による総義歯の提供の実施(変更)報告書」を提出すること。

3 掲示、届出事項

- (1) 休診日に変更があった場合は、速やかに中国四国厚生局長へ「保険医療機関・保険薬局届出事項変更(異動)届」を提出すること。
- (2) 診療時間について変更が認められたので、速やかに中国四国厚生局長に届け出ること。
- (3) 診療科名について変更が認められたので、速やかに中国四国厚生局長に届け出ること。
- (4) 保険医の異動が認められたので、速やかに「保険医療機関・保険薬局届出事項変更(異動)届」を提出すること。
- (5) 施設基準等の一覧について、院内掲示がない又は誤っている例が見受けられたので改めること。
- (6) 明細書の発行状況に関する事項について、一部負担金等の支払いがない患者についても、患者から求められたときは、明細書が無償で発行している旨を掲示する必要があること。

4 その他の事項

- (1) 診療報酬請求にあたっては、実際の診療内容と診療報酬明細書の記載内容の照合、確認を十分に行うこと。
- (2) 「保険医療機関及び保険医療養担当規則」に基づいて診療に当たるとともに同規則を遵守し、妥当適切な保険診療を行うこと。